

【法人税関係】

○申告書の情報をもとに全件調査・入力しているもの：所得金額・欠損金額・税額等

(参考1)このデータをもとに以下の統計を作成している【業務統計】

- ・法人数、所得金額、欠損金額の法人形態別内訳
- ・法人の所得金額、税額の都道府県別内訳
- ・法人数及び所得金額の法人形態別・都道府県別内訳
- ・普通法人の決算期別の利益計上法人数・所得金額、欠損法人数・欠損金額、決算期別・資本金階級別法人数
- ・普通法人の業種別の利益計上法人数・所得金額、欠損法人数・欠損金額
- ・普通法人の業種別・資本金階級別法人数
- ・普通法人の法人数、利益計上法人数、所得金額及び欠損法人数、欠損金額、資本金階級別法人数の都道府県別内訳
- ・普通法人の業種別・所得階級別利益計上法人数

○サンプルデータが活用可能なもの：営業収入金額、寄附金、交際費等の額等

(参考2)会社標本調査【業務統計】(詳細は別紙)

- ・活動中の内国普通法人を対象とする標本調査で、標本数(標本割合)は平成24年度分調査で136万1,178社(53.7%)。基礎データは電子化されている。
- ・調査項目は「資本金の額」、「営業収入金額」、「申告所得金額」、「算出税額」、「寄附金関連」、「交際費等関連」等。
- ・基礎データには地域が特定できるような情報は付加されていない。

法人税確定申告書別表第一に記載される項目一覧 (平成26年4月1日以後終了事業年度分)

参考

No.	項目名
①	所得金額又は欠損金額
2	法人税額
3	法人税額の特別控除額
4	差引法人税額(※No.2 - No.3)
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額
6	課税土地譲渡利益金額
7	課税土地譲渡利益金額に対する税額
8	課税留保金額
9	課税留保金額に対する税額
10	法人税額計(外書は使途秘匿金に対する税額)
11	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額
12	控除税額
⑬	差引所得に対する法人税額(※当期に納付すべき法人税額)
14	中間申告分の法人税額
15	差引確定法人税額(※この申告により納付すべき法人税額 No.13 - No.14)
16	所得税額等の還付金額
17	中間納付額
18	欠損金の繰戻しによる還付請求税額
19	この申告による還付金計
20	(修正申告の場合)この申告前の所得金額又は欠損金額
21	(修正申告の場合)この申告前の課税土地譲渡利益金額
22	(修正申告の場合)この申告前の課税留保金額
23	(修正申告の場合)この申告前の法人税額

No.	項目名
24	(修正申告の場合)この申告前の還付金額
25	(修正申告の場合)この申告により納付すべき法人税額又は還付請求税額
26	欠損金又は災害損失金等の当期控除額
27	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金
28	(修正申告の場合)この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額
29	(修正申告の場合)この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金
30	(法人税額の計算)中小法人等の場合 800万円以下相当額
31	(法人税額の計算)中小法人等の場合 800万円超相当額
32	(法人税額の計算)中小法人等の場合 所得金額(※No.30 + No.31)
33	(法人税額の計算)その他の法人の場合 所得金額
34	(法人税額の計算)No.30 の15%相当額
35	(法人税額の計算)No.31の25.5%相当額
36	(法人税額の計算)法人税額(※No.34 + No.35)
37	(法人税額の計算)法人税額(※No.33の25.5%相当額)
38	(土地譲渡税額の内訳)土地譲渡税額
39	(土地譲渡税額の内訳)土地譲渡税額
40	(土地譲渡税額の内訳)土地譲渡税額
41	(控除税額の計算)所得税の額
42	(控除税額の計算)外国税額
43	(控除税額の計算)計(※No.41 + No.42)
44	(控除税額の計算)控除した金額
45	(控除税額の計算)控除しきれなかった金額
46	剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額

会社標本調査

別紙

調査の目的

我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすること。

調査の対象

《調査対象法人》

内国普通法人(休業、清算中の法人並びに一般社団・財団法人(法人税法第2条九の二に規定する非営利型法人を除く。)及び特殊な法人を除く。)

調査対象法人 活動中の次の法人 会社等 <ul style="list-style-type: none"> 株式会社 (旧有限会社を含む。) 合名会社 合資会社 合同会社 協業組合 特定目的会社 企業相互組合 相医療法人	一般社団・財団法人 (法人税法第2条九の二に規定する非営利型法人を除く。) 特殊な法人 日本銀行 証券取引所 商品取引所	人格のない社団等	協同組合等 三法人掲げ法 表人第	公益法人等 二法人掲げ法 表人第	公共法人 一法人掲げ法 表人第	外国法人
	休業・清算中の法人					

《調査対象事業年度》

その年の4月1日から翌年3月31日までの間に終了した各事業年度を対象として、7月31日現在で取りまとめている。

会社標本調査

調査の方法

《調査の方法》

この調査は、標本調査であり、税務署に提出された法人税の確定申告書から提出法人の資本金階級別、業種別に標本法人を抽出(資本金10億円超の単体法人及び連結法人は全件抽出)し、その標本法人の基礎データを基に全体の計数を推計している。

なお、標本法人の基礎データは、税務署及び国税局において、提出された法人税の確定申告書から調査に必要な項目を抽出して作成している。

また、平成21年度分調査より、国税電子申告・納税システム(e-Tax)により提出された確定申告書の電子データを活用し、調査に必要な項目を抽出して基礎データに加えているため、それ以前と比べ標本法人数は増加している。

(参考)平成24年度分調査の資本金階級別の標本法人割合は次のとおりである。

区 分		標本法人割合
会 社 等	資本金 500万円以下	52.1 %
	” 500万円超 1,000万円以下	55.0 %
	” 1,000万円超 5,000万円以下	57.8 %
	” 5,000万円超 1億円以下	46.9 %
	” 1億円超 10億円以下	38.9 %
	” 10億円超	100.0 %
連結法人		100.0 %
全 法 人		53.7 %

※ 全体の標本法人数は、136万1,178社である。

※ 標本法人割合は、標本法人数を調査対象法人数で除したものである。

《その他》

この調査は、各税務署等が作成した基礎データを基に、国税庁において集計したものであり、業務統計である。

会社標本調査

業種の分類

会社等の業種は「日本標準産業分類」を基に17分類している。(平成24年度分調査の場合)

業 種 名	産 業 分 類	業 種 名	産 業 分 類
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業	料理飲食旅館業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
製造業		金融保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業、相互会社
繊維工業	繊維工業	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
化学工業	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業	運輸通信公益事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業、通信業、放送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
鉄鋼金属工業	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	サービス業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(新聞業、出版業を除く)、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、技術サービス業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、その他のサービス業、等
機械工業	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業		
食料品製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業		
出版印刷業	新聞業、出版業、印刷・同関連業		
その他の製造業	上記以外の製造業		

会社標本調査

○ 会社標本調査の調査項目（平成24年度分）

※ 調査項目については、法人税確定申告書の各別表から抽出した税務上の項目であるため、寄附金や交際費等、企業会計上の名称と同様であっても、その内容は決算書上のものと一致するものではない。

No.	項目名
1	資本金の額
2	営業収入金額
3	申告所得金額
4	算出税額
5	課税留保金額
6	留保税額
7	(法人税額の特別控除)所得税額
8	(法人税額の特別控除)外国税額
9	(益金処分)支払配当
10	(益金処分)法人税額
11	(益金処分)その他の社外流出
12	(益金処分)社内留保の増減額
13	(繰越欠損金)当期控除額
14	(繰越欠損金)翌期繰越額
15	(受取配当)受取配当等の金額
16	(受取配当)控除負債利子

No.	項目名
17	(受取配当)益金不算入額
18	(外国子会社から受ける配当等)益金不算入額
19	(寄附金)指定寄附金等
20	(寄附金)特定公益増進法人等に対する寄附金
21	(寄附金)その他の寄附金
22	(寄附金)損金不算入額
23	(交際費等)支出額
24	(交際費等)損金算入限度額
25	(交際費等)損金不算入額
26	(引当金)貸倒引当金
27	(引当金)返品調整引当金
28	(準備金)特別償却準備金
29	(準備金)海外投資等損失準備金
30	(準備金)探鉱・海外探鉱準備金
31	(減価償却費)損金算入限度額
32	(減価償却費)損金算入額